

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 二又 知彦

1 業務概要

(1) 業務の名称 百里外(6)施設最適化総合設計

(2) 履行場所 茨城県小美玉市ほか

(3) 業務内容 本業務は、以下に掲げる建築、土木及び設備総合設計業務を行うものである。

ア 航空自衛隊百里基地(茨城県小美玉市)

(ア) 建替施設(建替後の施設)

隊舎

構造: 7階建て

規模: 建物延べ面積 約6,900 m²

ほか75棟

(イ) 改修施設

隊舎

構造: 6階建て

規模: 建物延べ面積 約6,600 m²

ほか114棟

(ウ) 解体施設

格納庫

構造: 2階建て

規模: 建物延べ面積 約4,700 m²

ほか130棟

イ 航空自衛隊百里基地八郷無人中継所(茨城県石岡市)

改修施設

局舎

構造: 2階建て

規模: 建物延べ面積 約170 m²

ウ 航空自衛隊霞ヶ浦分屯基地（茨城県土浦市）

(ア) 建替施設（建替後の施設）

隊庁舎

構造：4階建て

規模：建物延べ面積 約 2,200 m²

ほか2棟

(イ) 改修施設

機械室

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 80 m²

ほか2棟

(ウ) 解体施設

隊庁舎

構造：2階建て

規模：建物延べ面積 約 1,800 m²

ほか2棟

エ 航空自衛隊霞ヶ浦高射教育訓練場（茨城県稲敷郡阿見町）

(ア) 建替施設（建替後の施設）

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 580 m²

(イ) 改修施設

庁舎

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 870 m²

ほか8棟

(ウ) 解体施設

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 580 m²

オ 交渉等技術資料作成業務 一式

（イ、ウ及びエを除く）

なお、詳細については、仕様書による。また、ここに記載の内容が、仕様書と異なる場合には、仕様書を優先するものとする。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

(5) その他

- ア 本公示に係る見積合わせは、本業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
- イ 本業務は、発注者が別途契約する技術協力業務の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。
- ウ 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。
- エ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる事項の全てを満足している単体有資格業者等(以下「単体」という。)又は次に掲げる事項のすべてを満足している者によって構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年2月19日付支出負担行為担当官北関東防衛局長)に示す手続きに従い、百里外(6)施設最適化総合設計に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体又は共同体の代表者は、防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を、共同体の代表者以外の構成員は「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかで「B」以上の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(イの再度級別の格付けを受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書及び資格確認資料の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領

について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 単体又は共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、次に示す同種業務について、平成 25 年 4 月 1 日から公示日までに、元請けとして完了又は引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の 5 職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了した業務の実績を有すること。

ア 単体又は共同体の代表者

- ・同種業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 4,100 m²以上(1 棟当たり)の新設建築工事に係る建築設計業務

イ 共同体の代表者以外の構成員（「建築業務」に係る格付を有する者）

- ・同種業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設建築工事に係る建築設計業務

ウ 共同体の代表者以外の構成員（「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」に係る格付を有する者。）

- ・同種業務：建物附帯土木、電気、機械又は通信設計業務

ただし、いずれも業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

- (7) 北関東防衛局が発注した業務のうち、令和 3 年度及び令和 4 年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が 65 点以上であること。

- (8) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(イ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する。

(イ) 平成 25 年 4 月 1 日から公示日までに、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務又は総合発注業務の再委託として完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

- ・同種業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 2,000 ㎡以上(1 棟当たり)の新設建築工事に係る建築設計業務

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

- (ウ) 配置予定管理技術者の令和 6 年 2 月 19 日現在の手持ち業務量が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。

ただし、令和 6 年 2 月 19 日現在の手持ち業務に北関東防衛局が発注した業務で予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が 2 億 5 千万円未満かつ 5 件未満である者とする。

なお、防衛省発注の業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、手持ち業務が令和 6 年 3 月 31 日までに完了する見込みの業務については、手持ち業務の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、本業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 公示日の時点で参加表明者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定管理技術者との兼務は認めない。

- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (11) 単体又は共同体の代表者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (12) 単体、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、情報保全に係る履行体

制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウまでの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800 (内線 2449、2819 又は 2442)

FAX 048-600-1842

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年2月19日から同年4月3日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9時から18時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

・文書類 : PDF (1.4形式)

・図面類 : PDF (1.5形式)

・申請書類 : Excel (2016形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を

依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。)するとともに、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)2枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月5日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月4日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北関東防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北関東防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合

は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も共同体の構成員となり又は単体として上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が本業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに共同体又は単体として級別の格付を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。